　　　　　　　　　　　　　会則

（名称）

第１条　本会は、　　　　　　　　　　　　　と称する。

（目的）

第２条　本会は、　　　　　　　　　　　の活動を通じて、お互いの親睦を図り，自分を高め

生きがいのある充実した人生を送るとともに，その学習効果を地域や社会活動に活かすこと

を目的とする。

（構成）

第３条　本会は、第２条の目的に賛同できる者で構成する。また、いつでも入会することが

できるものとする。

（役員）

第４条　本会の役員は次のとおりとし、その任期は１年とする。ただし、再任は妨げない。

　　　　　代表者　　　１名

　　　　　会　計　　　１名

（総会）

第５条　本会は、年１回の総会を開催する。

２　総会において、年間の活動内容（事業、予算、決算、役員の選出等）を協議し、承認するものとする。

（会計）

第６条　本会の会計は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

２　本会の会計年度は、４月１日から翌年の３月３１日までとする。

（補足）

第７条　その他必要な事項は、役員会の承認を得て適宜決定するものとする。

附則　この会則は、　　　　年　　　月　　　日から適用する。